

権利保護基盤の強化に関する専門調査会の当面の検討事項
に関する意見募集の結果について
(特許審査迅速化法 (仮称) 関連)

2003年11月28日

この資料は、2003年10月に行ったパブリックコメントのうち「特許審査迅速化法 (仮称) の制定」に関する意見の概要を整理したものです。

提出された個別意見は、前回会合(10月28日開催)における配布資料5の別添1(団体)及び別添2(個人)を参照して下さい。

1. 実施期間

2003年10月9日(木)~10月22日(水)

2. 実施方法

首相官邸ホームページへの掲載によって周知を図り、知的財産高等裁判所の創設及び特許審査迅速化法 (仮称) の制定について、電子メール、FAX及び郵送によりコメントを募集しました。

3. 提出されたパブリックコメントの件数

99件(うち個人82件、団体17件)

4. 特許審査迅速化法 (仮称) の制定に関する意見の概要

特許審査迅速化法 (仮称) に対する御意見の概要は以下のとおりです。なお、賛否の件数については、その旨を明らかにしているもののみを計上しました。

(1) 特許審査迅速化法 (仮称) の制定に関する意見 67件

制定に賛成する意見 52件

(主な意見)

技術開発がスピードアップしている一方で、わが国では特許審査に平均で9年の歳月を要している。これが技術発展にとって大きな阻害要因となること

は明らか。

技術革新の早い現在では、ただ乗りされ、権利行使の頃には跡形もなくなっている。

ベンチャー企業では、審査が遅れているばかりに、事業を軌道にのせることができない場合がしばしばある。

特許として成立するかどうかを長い時間見守らなければならないのは、体力の乏しいベンチャーにとって生死に関わる損失。特許権設定の遅延は、数万件の出願を抱える大企業の「出願中（権利範囲未確定）」を容認する結果となり、ベンチャー企業の参入を実質的に不可能としている。

「迅速化」とは「拙速化」ではない。審査官が審査する時間を短くすることではなく、待ち時間を短くすること。

「策ね法」にとどめることなく、本来の「迅速化法」を制定すべき。裁判迅速化法を参考に、「特許審査迅速化法」も、全ての審査・審判を一定期間内に出すなど努力義務を明記することが必要。

1年以内で審査・審判を行うと明記すべき。

特許庁及び関係外郭団体が第三者機関から行政評価を受けなければならない規定を設けるべき。

「的確な」審査という点も十分にご配慮し、適切な審査が出来る審査官・審判官の早期大幅増員と育成をすべき。

「先行技術調査の外部発注等による審査体制の整備強化」のために、既存の機関だけでは不十分であり、民間部門の新規参入が必要。

特許庁だけでなく、出願人、代理人など関係者全員が、迅速かつ的確な審査処理体制づくりに協力していくべきであり、迅速化法はその取り組みを位置づけるものとして、早期に制定する必要がある。

一律に迅速化するのではなく、出願人のニーズに応じた審査時期を担保す

べき。

審査に有用な情報提供を呼びかけるなど、民間活力を活用すべき。

特許庁の行政効率の合理性を検証すべき。

制定に反対する意見 1件

(主な意見)

特許の審査は早ければそれでよいという単純なものではない。

その他の意見 14件

(主な意見)

審査に役立つ情報提供をライバル企業に依頼すべき。

事業化の可能性が高いもののみ審査すればよい。現状では、将来の可能性がはっきりしないものまで含まれることとなっており、この事実が審査遅延の温床となっている。

5. ご意見の取扱いについて

いただいたご意見は、専門調査会での今後の検討の参考とさせていただきます。